

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その
翌日)

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 字の区域の変更
- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- ◇ 告 示 昭和四十八年産米穀の政府に売り渡すべき時期の決定
- ◇ 告 示 開発行為に関する工事の完了
- ◇ 公 告 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇ 公 告 調理師試験の実施

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一百条第二号中「電気自動車」の下に「及び一の作動室の容積が〇・五七三リットルのもの二個を有するロータリー・エンジンを備え、その乗車定員が三人をこえるもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項第一号中「又は用務主任の職務」を「若しくは用務主任の職務又は知事が別に定める職務」に改める。

第五条第一項に次の二号を加える。

- 二十四 超硬工具研磨業務
 - 二十五 救急自動車運転業務
- 第五条に次の四項を加える。

- 11 第一項第二十四号に掲げる業務に従事する職員の特殊勤務手当は、工業技手が超硬工具の研磨業務に従事したときに支給する。
- 12 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき百円とする。
- 13 第一項第二十五号に掲げる業務に従事する職員の特殊勤務手当は、運転士又は自動車整備士が緊急用務のための救急自動車の運転業務に従事したときに支給する。
- 14 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき百円とする。

別表第一の二の表中

更生指導所	身体障害者	介護員	二
	運転士、ボイラ技士及び調理士及び調理員		一

を
第一更生指導所

を
運転士、ボイラ技士及び調理員

に、
児童相談所

調理士及び調理員

を

児童相談所

を
運転士、調理士及び調理員

に改める。

一

別表第二の三等級の項中「介護員」を削る。

別表第四の備考中2を3とし、1の次に2として次のように加える。

- 2 農業技手又は道路技手のうち、農業に従事した期間がある者に係る当該期間の経験年数の換算については、この表の規定にかかわらず、当該期間をその三分の二に換算する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）
 第五条第一項第二十四号及び第二十五号並びに第十一項から第十四項まで、別表第一の二並びに別表第二の規定は昭和四十八年四月一日から、改正後の規則第三条の二第三項第一号及び別表第四の規定は同年七月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和四十八年八月十日からその効力を生ずる。

昭和四十八年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称
同上の区域(昭和四十八年七月一日現在の地番による。)

長山字岩ノ口
長山字茶畑のうち三八一、三八二、三九四の二、三九七の二、三九八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、長山字松ケ成ル四四九の二及び四五〇の二並びに長山字岩ノ口の全域

長山字松ケ成ル
長山字松ケ成ルのうち四四九の二及び四五〇の二以外の区域
長山字茶畑三八一、三八二、三九四の二、三九七の二、三九八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第五百四十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
(外) じん臓に関する医療科	小川 俊 郎	米子市車尾一二九三の一 国立米子病院
(循) 環 器 科 (じん臓に関する医療科)	都 田 潤 一 郎	"
(内) じん臓に関する医療科	永 松 力	"

鳥取県告示第五百四十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十八年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十九年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年三月十四日 鳥取県指令受都計第七十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市戎町四七一

日本海信販株式会社

取締役社長 矢 谷 允 之

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年八月七日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十八年八月十七日 午後一時から

米子市糺町一丁目一五一

鳥取県米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市錦町三丁目四九 浦 川 茂

米子市皆生一九〇三 亀 井 ハルエ

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和48年 8月 7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高専科を修了した者
- (3) 旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者
- (4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和48年10月17日（水） 午前9時

3 試験の場所

- (1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者
鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市殿城 鳥取県中部総合事務所
- (3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者
米子市糺町1丁目 鳥取県西部総合事務所
- (4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学

(3) 栄養学

(4) 食品学

(5) 食品衛生学

(6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書 (別紙によること。) なお、県外の居住者にあつては、

受験願書の余白に受験希望地を記載すること。

イ 履歴書 (特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)

ウ 受験資格を有することを証する書類

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類

オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身

像のライカ版 (3.5cm×2.5cm) とし、その裏面に氏名及び撮影年月

日を記載すること。)

日

(3) 提出期間

昭和48年9月5日から昭和48年9月25日まで。ただし、郵送の場合

は、提出期間内の消印のあるものは、有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書

にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 携行品 筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指

示を受けること。

(2) 合格者の氏名は、試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、

合格者には合格証書を交付する。

鳥取県知事 石破 二朗 殿

氏名

昭和 年 月 日

印

願います。

調理師法第三条第一項第三号に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えてお

収入証紙
はりつけ欄

現在の 就業先	調理経歴	年 月 日 から 年 月 日まで	最終 学校名	業 卒 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	氏 名	生年月日	年 月 日 生	住 所	郵便番号	本 籍	性 別
------------	------	------------------------	-----------	--------------	------------------------	-----	------	------------	-----	------	-----	-----

調理師試験受験願

別紙

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)